

# 日本の高齢者観の形成と現状

手島 洋

県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科

## 抄 録

日本の高齢者観は、敬老思想に基づいた見方が高度経済成長期に変化し、高齢者を生産性の乏しい社会的弱者とする新しい見方がホンネとして新たに加わり、従来の敬老思想がタテマエとして混在する二重混合の構造を持つようになった。政府は高齢者の制度への依存を縮減することもねらい、自立し積極的に社会に参加する高齢者像を強調するものの、二重構造に影響を与えるまでには至っていない。このような社会環境の中で、高齢者自身も自己肯定観が低くなる一方で、これらに対抗する高齢者の意思表示の行動も見られるようになってきた。今後、高齢者が尊厳を持って主体的に生きられる社会のために必要な高齢者観を形成するには、高齢者の多様性や人間発達の成熟を積極的に理解することが重要になる。

**キーワード：** 高齢者観, 敬老思想, 世代間の相互理解, 人間発達, エイジズム

## 1 はじめに

少子高齢社会を経て人口減少社会となった日本では、高齢者に対する社会保障・社会福祉施策が近年目まぐるしく展開されている。介護保険制度の施行以降、さらに高齢化が進み戦後のベビーブーム世代が65歳となる2015年の高齢者福祉の展望を検討した厚生労働省老健局長私的研究会である高齢者介護研究会報告「2015年の高齢者介護」では、始まったばかりの介護保険制度の今後の新たな展開への示唆を示している。その報告書の冒頭では、今後の高齢者福祉に必要なこととして「高齢者が尊厳を持って暮らすことの確保」をあげ、高齢者が尊厳を守られた暮らしを送る権利を護ることの重要性について指摘がなされているところである。<sup>1)</sup>

こうした動向の中で、高齢者虐待防止法が2006(平成18)年度から施行されるなど、高齢者の人権を護る法整備が進展しており、年を追うごとに相談・通報件数も増加し、徐々に定着してきたところである。虐待の原因を見ると、施設での虐待では「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も多く(55.3%)、あと「職員のストレスや感情コントロール」(29.8%)、「倫理観や理念の欠如」(11.3%)と続いている。また、養護者による虐待では、「虐待者の障害・病気」が最も多く(23.0%)、あと「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」(22.7%)、「家庭における経済的困窮(経済的問題)」(22.7%)と続いている。<sup>2)</sup> これらの原因は、職員の力量不足や職員・養護者のストレス、家族の経済的困窮が要因として多く挙げられているが、こうした虐待の関係者の個人に係る要因の共通の基盤にあることとして、私たちが高齢者をどのように見ているのか(私たちの高齢者観)ということが虐待の遠因のひとつになっていることもあるのではないかと考えられる。このような高齢者観は、私たちの内面にある人の見方ではあるが、高齢者の関わりを大きく左右する意識であると言える。私たちの持つ高齢者観の現状や背景を探ることで、高齢者への偏見や差別的な見方の基盤にある要因を明らかにすることができ、私たちの高齢者観の見方のあるべき姿を見いだせると考えられる。

本稿では、最初に日本で高齢者観がどのように形成され、現状ではどんな特徴があるのかについて、歴史的な内容の先行研究を概観し、日本の高齢者に関する法制度や国際比較調査の結果を通じて明らかにする。さらに、エリクソンの老年期のとらえ方を参考に人間発達の視点から、またエイジズム(高齢者差別)が高齢者に与える影響について先行研究を参考にしながら高齢者観の今後の展望を検討する。

## 2 日本の高齢者観の変遷

### 2.1 高齢者観の定義

高齢者とは、「生物学的、生理学的、心理学的側面において相当の個人差」があるとはいえ、「年齢が高いことを意味する」言葉として広く用いられている言葉である。それは、「老人福祉法でも、対象となる老人についての定義はされておらず、その解釈は社会通念にゆだねられている」のだが、「具体的な施策の対象となる老人の範囲については、65歳以上を原則」とされている。<sup>3)</sup>

高齢者観は、明確な定義がなされているわけではない。高齢者観に類似した概念として、「老人観」についての定義はなされている。老人観とは、「老人を対象化したときの生物学的・心理的・社会的な諸側面に対する視点であるとともに、老人への対応や行動の心理的基礎をなす概念である」とされている。さらに、この老人観が「個人的な態度やイメージなどが多数の人々によって共有され、ステレオタイプ化している場合には、社会的な態度やイメージが形成」<sup>4)</sup>され、社会的老人観として形づくられるとしている。

「観」とは「外から見たようすや感じ。外見。」のことでありものごとのイメージに他ならないが、そのイメージが各々の個人的なものから多数の人々に共有されることで一定の価値観をもって形成された社会的な見方に昇華していくと考えられる。価値観とは、「物事を評価する際の基準とする、何にどのような価値を認めるかという判断」のことなので、人々のなかで社会的な共通認識としてある高齢者観は、高齢者を評価し、その価値をどう認めるのかについて社会的ななかで一般に人々が高齢者に接し関わる時に持つ先入観としてのイメージに広く影響を及ぼす内容である。

老いのイメージがなぜ重要なのか。天野正子は、「老いを加齢に伴う心身能力の変化として生物学的にのみ規定することはできない。なぜなら、人は『社会』の中で老いるからである。重要なのは、老いをとらえる時代の観念(老人観/老年観)や社会の価値原理である」として、高齢者が社会の中で老いていくことに対する社会的な見方が価値観の源泉となることを指摘している。そして、この価値規範を基準として社会的な処遇となる高齢者に対する様々な制度が意義図けられ、創られることになるとしている。<sup>5)</sup>

ここでは、これらの考えを参考にして、高齢者観をひとまず次のように定義しておきたい。高齢者観とは、「社会のなかで生きる高齢者全般に対し、高齢者自身及び高齢者を取り巻く人々による高齢者の見方のことである。それは高齢者に対する生物学的・心理的・社会的な諸側面から見た価値意識により規定されており、それらの見方が社会のなかで多数の人々に共有されるとき高齢者の社会生活に大きな影響を与えるものとな

る」と定義しておきたい。

## 2.2 日本の高齢者観の変遷

私たちが持っている高齢者観は、現在何らかの形で明示されているわけでもなく、また時代を経て不変であったわけでもない。次に、日本の高齢者観の歴史的な変遷について、先行研究や法制度などに示された内容から見ていきたい。

現代の高齢者という言葉の前身である年寄りや老人という言葉自体は、江戸時代以前にも存在しており、その言葉が現代にまで残っている。この高齢者の見方について、橘寛勝は、日本では中世以前には優老思想があり、高齢者の呪性に対する畏怖崇敬によってその思想が育まれたとしている。その後、中世になり、畏怖の念が薄まり、代わりに高齢者への同情の念がこれに加わってくる。そして、近世である江戸時代には、経済社会も発達し、医学などの科学的な学問も輸入されることでより現代に近い高齢者のとらえ方が発展した。その後、明治期に入ると日本社会が近代化すると同時に様々な社会問題が急激に表面化し、老人事業は古い歴史を持つにもかかわらず他の問題が優先され取り残されることとなった。しかし、このような展開のなかで、儒教的精神に支えられた敬老思想が拡大し現在にいたるまでその影響を残している。<sup>6)</sup>

副田義也は、日本の高齢者観が1950年代を境にその前後で大きく変化を遂げているとしている。1950年代以前の高齢者観は、江戸時代から受け継がれてきた思想で、隠居制度にその象徴をみることができるとしている。隠居制度は、旧来より戸主が生前に家督権を相続する制度であるが、その後社会生活の主要な諸活動から引退した前の戸主が高齢化による心身の衰えが生まれた場合に親族が扶養する。隠居した高齢者は、老いてもなお敬愛の対象とされ、経験や慣習の知識の多さから尊敬の対象となっている。この高齢者が敬愛され、尊敬の対象となることを強化しているのは、儒教による道徳思想に源泉を得た親への愛であると説明している。アメリカのルース・ベネディクトが「菊と刀」において、日本の敬愛思想は日本に息づく恩返し思想を反映したものであると述べている。ベネディクトは、敬老思想は日本人にとって親から育てられたことは親への恩として返さねばならない道徳的義務又は債務弁償のようなものであり、それを行わないことは恩しらずとして人格を非難されるものだったとしている。また、高齢者の経験や知識の豊富さは、賢者として的高齢者観に大きな影響を与えている。ただし、この考えが支持されるには2つの条件があるとベネディクトは指摘している。1つには、老衰があまり進行していないことであり、あまりにも老衰が進行すると豊富だった知識や経験の記憶が失われてしまうからである。もう1つは、学問があまり発達していない

ことであり、高齢者の経験や知識が社会の様々なことへの判断に対して慣習による判断が優位に働く限りにおいて有効なのである。<sup>7)</sup>

1960年代以降の高齢者観は、国民皆年金体制が整備された1960(昭和35)年頃を分岐点にして大きな変化が生まれたと副田は述べている。すべての国民が何らかの公的年金制度に加入する体制が完成したことで、高齢者の扶養を部分的にはあれ社会的に行うことになったのである。それは、同時に隠居制度の前提であった親族による扶養の役割を社会化することでもあった。1963(昭和38)年に制定された老人福祉法は、高齢者の課題が社会的課題となってきたことを受けて、高齢者福祉の原理を示し、高齢者の心身の健康保持と生活の安定のために必要な措置を講じることが目的であった。同時にそれは、高齢者に対し社会的弱者として必要な援助を行う事業と手段を講じることにもなり、従来の敬老思想を反転させる役割を果たしたのである。副田は、ちょうど1960年代以降には家族制度が衰退し核家族化が進展するなかで、高齢者の経験や知識を強調する敬老思想は「タテマエ」としての高齢者観となり、この敬老思想の表裏一体の考えとして現在は生産性を失った高齢者への無能力や弱さを強調する否定的態度やイメージが「ホンネ」としての高齢者観として意識され、かつ社会的弱者としての見方が拡大してきたとの見方を示している。<sup>8)</sup>

このようなタテマエとしての敬老思想と異なるホンネとしての否定的見方が現れた高度成長期を境に、老人という言葉は高齢者という言葉に徐々に転換されてきている。袖井孝子は、『『老人』という言葉の持つ暗いイメージを避けるために、代わって『高齢者』が用いられるようになったのは、人口の高齢化が人々の関心を集めるようになった1960年代以降である』<sup>9)</sup>と老人から高齢者への呼称の転換点の背景を見ている。老人福祉法が施行されたのが1963(昭和38)年なので、これ以降の法律のうえで65歳以上の国民に対する関連した制度では「老人」という言葉を使っているのに、「高齢者」が多用されるようになるまでには更に10年以上経た1980年代にようやく一般的になってきたと思われる。しかし、いずれにしても「老人」という言葉を取りまくマイナスイメージは、高度経済成長期の私たちの社会の価値観の変化が大きく関与しているといえそうである。

これまでみてきたように、日本では古来より高齢者は知識や経験を尊ばれるなかでは敬愛の対象であったものが、社会が近代化し科学的な知見が豊かになることで経験的な知見の評価が低下し、敬老思想はタテマエとしては残ったもののホンネでは高齢者に対する否定的な見方が広がってきたのである。

### 2.3 日本の高齢者観の変化の背景

このような高齢者観の変化の背景にあるのは、就業構造の変化と高齢者の老後期間の伸長とがある。

1つめの就業構造の変化は、高度経済成長を境にした第1次産業の減少と第3次産業の増加の影響である。平成25年版労働経済の分析(労働経済白書)では、産業別就業構造の推移として、1950(昭和25)年には48.5%を占めていた農林漁業が1970年代には20%以下に、2010(平成22)年には5%以下に低下しているとしている。代わりに1970年代には第2次産業である製造業が、2010年には第3次産業であるサービス業が大幅に割合を増加している。<sup>10)</sup>このことにより、自営から雇用に主な就業スタイルが変化し、雇用労働者として定年制のもとで職業生活の引退時期が線引きされることとなる人が増えたのである。

2つめの高齢者の老後期間の伸長は、人生50年時代から人生80年時代への変化といわれていることである。消費者庁の「第12次国民生活審議会総合政策部会国民生活展望委員会報告」では、人生80年時代の経緯と課題を以下のように説明している。戦前も80歳を迎える高齢者は少なからずいたのだが、戦後の高度経済成長期を経て乳児死亡率が減少し、結核等の伝染病が激減したことで死亡率が低下し、平均寿命が大幅に伸長し、人生80年時代を迎えた。このことで、定年など職業生活の引退及び子どもの自立の時期が人生の終焉の時期と近接していたものが、定年後から人生の終焉までが15年以上あることになり、その人生をどう生きるのかが新たな課題となってきた。人生50年時代の高齢者像は、戦前は家制度が残る中では家長として家の中心的存在として権威付けがされ、高齢者の仕事も第1次産業従事者が多数を占める中である程度あった。しかし、高度経済成長を経ると、先に示したように人生80年時代になり寿命が伸長する半面で、雇用労働者の割合が増えて定年制度により職業から引退してもまだ10年以上人生があるのに自分の活躍できる場が少なくなり、行動範囲もせまく閉じこもりがちになり、家族に扶養される社会的弱者のイメージで見られがちになったとしている。<sup>11)</sup>

前述のとおり日本の高齢者観は、高度経済成長を境にホンネとタテマエの二重構造となったが、その傾向を後押ししてきたのがこの変動した就業構造と高齢者の寿命の伸長だった。

## 3 日本の法制度や政策に見る高齢者観

では、戦後に日本で整備された法制度のなかでは、どのような高齢者観が見られるのだろうか。

### 3.1 老人福祉法

日本の高齢者に関する法律は、1963(昭和38)年

に制定された老人福祉法が最初である。それまでは、高齢者に対する施策は、生活保護法などの低所得対策を中心にしたものに含まれており高齢者固有の対策は未整備であった。しかし、高度経済成長が進展し職任分離や核家族化が進展するなかで、高齢者の生活課題が徐々に明らかになり高齢者に対する法整備が図られることとなった。

この老人福祉法の第2条「基本的理念」において、この法律が考える高齢者観が見ることができる。その条文では、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」と定められている。

この条文からは、老人全般が「社会の進展に寄与」し「豊富な知識と経験を有する」人たちであることが前提となっていることが読み取れる。前原なおみは、最初に老人福祉法が制定された時は「社会の進展に寄与」の部分に強調することで、高齢者も経済活動のなかでの労働力としての価値の延長戦上に位置付けられていたことを指摘している。<sup>12)</sup>人権の主体としての高齢者の位置付けよりも、経済社会を支える労働力として尽力してきたことを称える価値意識が強かったのである。その後、1990(平成2)年の法改正で「豊富な知識と経験を有するもの」が追記されたが、高齢者の労働生産性の価値を左右するように意識づけられた。<sup>13)</sup>注1)

### 3.2 高齢社会対策大綱

日本が本格的な高齢化社会を迎えたことを受けて、今後の高齢社会に向けて社会の中の高齢者に関する様々な分野(雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境など)の施策や社会システムの方向性を示すために1996(平成8)年に成立・施行したのが「高齢社会対策基本法」である。この法律の第6条において政府が示す指針として定められているのが「高齢社会対策大綱」(以下、大綱)である。この大綱は、前述の法律施行後の1996(平成8)年に政府で最初に閣議決定され、以降は5年後の2001(平成13)年に改正され、さらに11年後の2012(平成24)年に再改正されている。この大綱の中で、高齢者観はどのようなとらえ方がされているのだろうか。

1996(平成8)年の最初の大綱では、国民の高齢者観に言及する部分は特に見られない。その後改正された2001(平成13)年の大綱において、初めて国民の高齢者観についての言及がある。大綱の最初に示されているのは基本理念である。基本理念は、高齢社会対策基本法の第2条で目指すべき高齢社会に向けての基本理念として示した、①国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保され

る公正で活力ある社会、②国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会、③国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会、を実現するために求められる基本姿勢を5つあげている。その1つ目に示されているのが「旧来の画一的な高齢者像の見直し」である。その内容は、「高齢者は、全体としてみると健康で活動的であり、経済的にも豊かになっている。他方、高齢者の姿や状況は、性別、健康状態、経済力、家族構成、住居その他に応じて多様であり、ひとくりに論ずることはできない。このような高齢者の実態を踏まえ、健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく、施策の展開を図るものとする」というものである。さらに、政策分野を横断的に取り組む課題の一つとして示されたのが「年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し」である。年齢による高齢者への様々な対応が高齢者に対する就業や社会的活動の妨げになっていることがあること、反対に不要な優遇になっていることがあるとして、制度や慣行などの年齢制限や基準設定などを見直すとしている。分野別の基本的施策においては、「学習・社会参加」において、いわゆる福祉教育に関わる内容のなかで高齢者に対する理解を深めることが必要としている。<sup>14)</sup>

その11年後に再び改正された大綱では、2001(平成13)年改正の大綱と同じ部分で高齢者観に関する言及がある。前回は「基本姿勢」とされていた部分が「基本的考え方」という項目で示されたところで『「高齢者」の捉え方の意識改革」と題し、「高齢者の健康や経済的な状況は多様であるにもかかわらず、一律に「支えられる」人であるという認識と実態との乖離をなくし、高齢者の意欲や能力を活かす上での阻害要因を排除するために、高齢者に関する国民の意識改革を図る必要がある」と説明している。さらに、今後、団塊の世代が65歳以上となることで高齢者数が増大し、従来の高齢者像に一層の変化が見込まれることから、高齢者は支えが必要な人という固定観念を変え、意欲と能力がある高齢者はむしろ支える側に回るといった高齢者像の意識改革が重要だとしている。分野別の基本的施策においては、「社会参加・学習等分野に係る基本的施策」のなかで2001(平成13)「年度改正の大綱の「学習・社会参加」で示された福祉教育に関する記述とほぼ同様の内容が述べられている。<sup>15)</sup>

このように大綱では、畏敬や尊敬の対象としての第2次世界大戦前の高齢者像から移り変わった高度経済成長期の支援の対象としての高齢者像を「旧来の画一的な」高齢者とし、個々の状況をふまえて支援を柔軟に変えることやむしろ支援する側にも立つ高齢者もいることなど高齢者の自立や相互扶助を期待した高齢者

観を国民に提起している。もちろん、その背景には、高齢化が進展し高齢者数が増え、それに伴い支援を要する高齢者が増加することへの対応を生産年齢人口の世代でまかなうことへの限界をどうするのかという基本的な政策の問題意識が色濃く表れているといえよう。ただ、一方で、このような政府の高齢者観の変革への言及が、社会への参加や学習を希望している高齢者への後押しになっているともいえる。

### 3.3 高齢社会白書

内閣府は、高齢社会対策基本法に基づいた施策を展開するため1996(平成8)年から毎年高齢社会白書を出し、高齢化の状況や施策の実施状況を明らかにしている。1996年(平成8)から2001(平成13)年までの高齢社会白書は、高齢者の世帯状況、経済状況、社会参加状況などの統計的傾向の分析が主な内容だったが、2002(平成14)年版では、高齢者のとらえ方に関する記述がされるようになってきた。

2002(平成14)年版において、高齢者の所得、健康、労働、地域活動、家族との生活形態などの特徴を分析した結果、「多くの高齢者は貧しく病気がちで、子や孫に囲まれて暮らしているという旧来のイメージとは実態としても意識としても異なっており、自立した活動的な生活を送っている。今後、ベビーブーム世代が高齢期を迎えるにつれ、このような高齢者がさらに増加していくことが予想される」と示している。この後の記述では、他方で進展する要介護者増、独居高齢者増などから高齢者の多様な実態をふまえた施策の必要性を述べている。<sup>16)</sup>

2003(平成15)年版においては、「年齢だけで高齢者を別扱いすることについて」と題したコラムを掲載し、雇用や医療保険などで高齢者を他の世代と別扱いすることに全体として賛成が多く、若年層と高齢者層で特に強く別扱いする傾向が強い調査結果を挙げ、「健康面・経済面で恵まれないという旧来の画一的な高齢者像を見直すと共に、これを前提として確立されている高齢者を年齢だけで一律に別扱いする制度、慣行等についても見直していくことが求められている」と指摘をしている。このことは、2012(平成24)年版においても、高齢者の実態ととらえ方が乖離しているとして、高齢者を65歳以上で一律に区切り支援する対象として見る見方に疑問を投げかけており、このことが「多様な存在である高齢者の意欲や能力を活かすうえでの阻害要因になっていると考えられる」としている。<sup>17)</sup>

2007(平成19)年版では、「第1章 高齢化の状況」の「第3節 前例のない高齢社会に向けた対策・取り組みの方向性」のなかで、「高齢者」＝「支えられる人」という固定観念を捨てることを提唱している。「高齢者は、総じてみれば元気で就労や社会参加に意欲を

持った人たちである」との調査結果をもとに、従来より積極的に高齢者が高齢社会を支えることが可能な貴重なマンパワーとして位置付けることの重要性を示している。<sup>18)</sup>

このように高齢社会白書では、従来の高齢者観が貧困で不健康な高齢者が家族に支えられて暮らしているものだったが、実際の高齢者は他者からの支援がより少ない高齢者観でとらえるべきとの見方を示している。

### 3.4 法制度に見られる高齢者観の傾向

他にも重要な高齢者福祉制度として介護保険法があるが、この法律の中では高齢者観に関わる見解や記述はない。日本の老人福祉法や高齢社会対策大綱などの政府の指針を見ると、先に見た日本の高齢者観の変遷で見たような「タテマエ」としての敬老思想と「ホンネ」としての社会的弱者とみる高齢者観の二重構造が基盤にあることが分かる。しかし、それを脱却し高齢者が社会的な諸活動に積極的に参加させようとするために、社会的弱者としての一面的な高齢者観を払しょくし、より自立的な高齢者観を強調している点が歴史的な変遷とは異なる点である。もっとも、このような強調は高齢者に対する社会的なサービスに依存しないような意識を拡大するために意識的に行われている背景も見逃せない点ではある

## 4 諸外国の高齢者観

### 4.1 高齢者観の国際比較

高齢化が進んでいる国は先進国を中心に多数あるが、それぞれの国の高齢者は法制度の歴史や経済環境に影響を受けながら生活している。各国の中で高齢者がどのような見方をされているのか直接示されたものはないが、高齢者の生活実態について内閣府が4つの国（各回で同一国とは限らない）を対象に調査したものがあるので、高齢者自身が生活の中で感じていることなかで、高齢者観と関連があると考えられる調査結果を参考にして、日本との比較を行ってみた。

政府は、国際的な視野のもとで日本の高齢者の生活意識を把握するため、1980（昭和55）年、1985（昭和60）年、1990（平成2）年、1995（平成7）年、2001（平成13）年の合計5回にわたり「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」を行ってきた。<sup>注2)</sup> 高齢者観に関連があると考えられる調査結果があるのは、この第4回及び第5回の調査項目の中にあつた。

第4回の調査のなかでは、「家族の生活に何か役立っていると思いますか」と高齢者の家族への貢献度の質問項目があり、役立っていると思うことを具体的に示した6点と役立っていないというものを足して7つの選択肢から複数回答するものに対し、役に立っている

こと6点の合計の割合の多かったのはタイ、アメリカ、ドイツ、韓国、日本の順だった。日本は他の国に比べて役に立っていると思うことの6点を合計した割合が最も少なく、この傾向は第1回から第4回の調査結果において一貫して最も低かったが、会を重ねるごとに若干増加していた。

また、同じ第4回調査において、「問6 老後の生活としてどんなものがあてはまるか」という老後のイメージを「仕事から引退した生活」、「家事を人に任せた生活」、「配偶者と死別した生活」、「子どもたちが結婚したり、独立した後の生活」、「年金生活者としての生活」、「健康が衰えた後の生活」の6点から択一で回答する質問項目があつた。これに対し、日本のなかで最も多かった回答項目は「健康が衰えた後の生活」で、他にもこの項目が最多の国はタイと韓国だった。特徴的なのは、日本で2番目に多かった「年金生活者としての生活」である。この項目に日本では32.6%と3分の1近くが回答しているのに対し、次に多いドイツで17.6%、韓国で13.9%、アメリカで12.9%、タイで4.7%であり、突出して高くなっている。アメリカやタイは、社会保障政策が十分ではなく公的な年金制度が広く国民を対象としたものとして整備されていないことも、この選択肢を選ばない理由に考えられるが、ドイツや韓国は日本と遜色ない制度があるにもかかわらずこの項目が選択されていない。<sup>19)</sup>

第5回の調査のなかでは、「日頃の生活において、高齢者が他の人々から自己の尊厳や自尊心を傷つけられていると思うか」との質問項目があり、これに対し「大いにあると思う」と「少しはあると思う」を合わせた割合が多かったのはスウェーデンとアメリカで、「まったくないと思う」と「あまりないと思う」を合わせた割合が多かったのは韓国と日本で、ドイツはこれらの中間だった。この結果を分析した秋元美世は、この結果通りに欧米諸国で高齢者の自尊心が傷つけられる状況が多く、韓国や日本で少ないと考えるのは早計であり、「欧米諸国において、個人の自立（自律）意識が相対的に高く、尊厳や自尊心の問題にそれだけ敏感であるということ、大きな要因として考えておく必要がある」と指摘している。もっとも、この調査でもどんな場合に自己の尊厳や自尊心が傷つけられたと感じるのかについて具体的には明らかにしていないためより立ち入った分析が困難だったとされており、高齢者の人権意識の成熟度を図ることはたやすいことではない。ただ、自己の尊厳や自尊心が傷つけられていると感じている人が多いアメリカとスウェーデンを並べてみると、エスピン・アンデルセンの示した福祉レジームではアメリカは自由主義的福祉レジームであるのに対し、スウェーデンは社会民主主義的福祉レジームであり、正反対の福祉政策の方針の国が同じ傾向を示していることがわかる。この点からも、福祉

国家としての公的施策の充実度による影響ではないことが人権意識に影響していると考えられる。<sup>20)</sup>

これらの調査結果からわかることは、日本の高齢者は諸外国の高齢者に比較して、家族への貢献度は低いイメージを持っており、老後は年金生活者のイメージが強く、あまり自尊心や尊厳が傷つけられていないと感じている傾向があったことだった。前述したように、各国で民主主義の発展度合い、社会保障・社会福祉政策の現状や考え方の違いがあるが、それでも日本の高齢者がマイナスイメージの高齢者観に影響を受けている傾向はこの結果から見てとることができる。

#### 4.2 国際連合の「高齢化に関する国際行動計画」

国際連合（以下、国連）は、早くから児童や障害者に関する多様な宣言や国際規約などを提起してきたが、高齢者に関するものは1982（昭和57）年に「高齢化に関する世界会議」で採択された「高齢化に関する国際行動計画」が最初のものであった。さらにその後、1991（平成3）年に「高齢者のための国連原則」を国連総会で採択し、この原則を加盟各国が国内プログラムに盛り込むことを促し、先進国から発展途上国まであらゆる国のなかでの高齢化に関する施策展開を求めている。

この「高齢化に関する国際行動計画」のなかでは、人々の高齢者観についてどのように考えられているだろうか。最初に前文において、高齢化に関する世界会議に参集した国々に対し、「高齢者が社会の不可欠な構成員として評価され、自らの家族とコミュニティの中で、達成感、健康、安全及び満足のある生活を享受できるようにすべきであることを厳粛に認識する」と訴え、高齢者が排除や差別の対象となることのないような対策を講じるよう呼び掛けている。さらに、その原則では、「高齢者の精神的、文化的および社会・経済的貢献は、社会にとって価値あるものであり、その認識に基づき、これをいっそう推進すべきである」として社会の中での高齢者の存在意義の再確認をしている。また、「社会・経済開発の重要な目標の一つは、年齢による差別と非自発的分離が解消され、世代間の連携と相互支援が奨励されるような、世代統合型社会の達成である。」とし、国内の世代間の共生意識を促進することが求められている。また、より具体的な行動勧告では、「すべての国々が検討すべき優先課題の一つは、高齢者のための甚大な人道的努力が、相対的に消極的かつ利他的な人々を引き続き増大させることにならないようにするためには、どうしたらよいかということである。今日の高齢化問題が保護とケアを提供するに止まらず、高齢者の関与と参加の問題でもあることを認識するためには、政策立案者や研究者はもとより、マスメディアや一般市民にも、発想の大転換が必要となろう。最終的に、高齢化に関するプラスの

積極的で開発志向の発想への転換は、高齢者自身により、まさにその数と影響力の増大を通じてもたらされて然るべきである。」として、政策立案者のみならず全ての国民が高齢者は課題を抱えその対策を受動的に受け止める存在という理解ではなく、他の世代と同様に社会の一員として能動的に参加し関与すべき存在として（とりわけ高齢化が進み、高齢者が占める割合が増大するほどに）理解すべきであることを求めている。この行動計画では、高齢者を対象とした成熟した施策や伝統的な見方がもたらす国民の高齢者への蔑視について、「伝統的な社会において、高齢者は常に、尊敬、思慮、地位および権限に基づく特権的な立場を与えられてきた。しかし、近代化の動きの影響により、状況の変化が見られ、こうした特権的立場にも、疑問が投げかけられるようになった。こうした変化を認識し、これに基づいて一部の先進国が直面する高齢者問題のいくつかを回避できるような国内高齢化対策を策定するときに来たといえる」として、高齢者達の自助及び相互扶助の促進や若い世代との連携を進めるなど国民間の高齢者への理解促進の必要性を述べている。もうひとつ行動計画で各国に求めていることは、高齢者に関する教育のあり様である。それは、高齢者自身が享受できる教育の開発と、それに併せて示されているのが一般市民への教育である。「高齢化の過程について、一般市民を教育する必要もある。高齢化を自然な過程として十分に認識させるためには、このような教育を早い段階から始めなければならない。この点で、マスメディアの役割の重要性はいくら強調しても足りない」として、国民が高齢者の固有のニーズとともに能力の発揮と社会参加の必要性についてマスコミが重要な役割を果たしながら理解を進めていくことが重要と述べている。<sup>21)</sup>

「高齢化に関する国際行動計画」で繰り返し述べられていたことは、高齢者と他の世代との相互理解の必要性である。高齢化に伴い生じる生活課題に対し各国がとってきた対策は、保護とケアという面で先行して発展してきたが、そのことが他の世代の国民との壁をつくることとなっている。そして、保護とケアという側面が高齢者に対する消極的又は受動的な存在としての理解を促しているもので、そうではない高齢者の積極的で能動的な側面の理解を促進することが必要と述べているのである。世界の様々な国の政治・経済状況または歴史的背景の違いはあるにせよ、近代化以前は高齢者の経験と知恵が若い世代の財産と認識され重要視されていたものが、近代化に伴い諸事象が科学的に分析され、その情報がIT技術を用いて広く拡散するなかで、伝統的な高齢者理解とは異なるとらえ方が求められるようになってきていることは各国に共通することだと言える。

国際連合の高齢化に関する国際行動計画では、高齢

者に対する保護的なケアを優先する政策がもたらす高齢者の特権的な立場に対する疑問を他世代が持っていること着目していたことが特徴的だった。日本の政府は、高齢者の豊富なケアが将来の高齢者医療・福祉政策に係る財政的負担の増大の点から懸念していたのに対し、国際連合は同じことを他世代が高齢者を消極的・受動的に見ることを誘因する点に問題意識を持っていた点の差異が見られる。

## 5 現代の高齢者観への否定的・対抗的な受け止め

では、このような現代の高齢者観に対して、高齢者たちはどのような受け止めをしているのだろうか。ここでは、否定的または対抗的に受け止めている内容について検討してみたい。

藤原智美は「暴走老人」のなかで、役所の窓口で突然怒鳴り出す高齢者、チケットを紛失した際の高速道路の対応を頑として聞き入れない高齢者などの例を引きながら、「分別があつてしかるべきとされる老人が、ときに不可解な行動で周囲と摩擦を起こす。あるいは暴力的な行動に走る。こうした高齢者を、私はひとまず『新老人』と呼ぶ」とし、現代に見られる新たな老人像を描いている。この「新老人」という呼称は、それまで常識と考えられてきた行動様式や慣習に無頓着な若者がかつて「新人類」と呼んだことに由来する藤原の創った造語である。

私たちは、高齢者を無害で弱い立場にいるものとして描いており、その私たちの持つイメージから逸脱した高齢者を「年甲斐もなく」や「いい歳をして」とその行動を例外扱いしようとするのだ。こうした不可解とも言える高齢者の態度の背景について、藤原は「地域社会が活力を失い、家族もまた個を支えていく盤石さを期待できない。さらに人間関係が情報化し変質していく現代にあって、経験則を大きなよりどころにする高齢者の『生』の基盤は、脆弱である。老化は身体のハンディを生むが、それとともに内面の不適応も生み出す。その現実を目を向けずに、気を持ち方や、心のあり方に問題を集約して、けっきょくは個の力量として片づけてしまう態度は、少しも建設的でないばかりか、的外れな指摘に過ぎない」としている。<sup>22)</sup>

都築響一は「独居老人スタイル」のなかで、ひとり暮らしをする高齢者に対する世間の見方に対し、誤解と偏見があるとして様々な事例を用いて生き生きとしたひとり暮らしの高齢者の生きざまを紹介している。何十年も変わらずひたむきに仕事をする中で孤独とは無縁の生活を送るスナック店主、輸入用品雑貨店主、流しの人々、サラリーマンの定年後に自分のやりたいことをやり充実したひとり暮らしを送る画家、映画館主、道化師の人たち。都築は、これらの人々の生きざ

まを見て、彼らは「自らの老い」と戦っているのではなく、「世間の思う老い」と戦っているという。誰しも時がたつにつれて老いに直面し、そのことに抗うことはできない。しかし、それ以上に世間から見られる自分に対する老いの見方については納得できないし、もっと自分の潜在的な可能性に希望を持ちたいと思っている。だからこそ、独居高齢者はいつも弱く、淋しく、依存的に他者に感謝しながら生きるしかないという一般的な見方に対するアンチテーゼとして、生き生きと暮らしている独居高齢者の事例をたくさん紹介して、一方的な見方を変えようとしているのである。<sup>23)</sup>

「暴走老人」で示されたのは、高度経済成長期以降に示された経験の蓄積により敬われてきた高齢者観が変わり、労働主体としての価値が支配する高齢者観に対する高齢者自身の戸惑いのあらわれである。社会生活を営むための豊かな経験知はIT化によりそのデータをいつでもだれでも取得できるようになり、高度に機械化された現代社会では私たちの社会生活において効率的で迅速な行為を求めようになった。そういった社会の変化についていけないことへの不満の表明が、さらに高齢者らしくないとのギャップを人々に感じさせている。その高齢者らしきとは、すでに変化しているはずの古い高齢者観、すなわち高齢者は柔和で、思慮深くで、温厚で、ゆったりとしていてなどの見方であり、人々の意識の底辺に残る高齢者観である。近代化された社会の中では高齢者はもはや社会の人々から敬われる存在になりえず、彼らのために用意された社会的な支援策や家族の支援により支えられて生きることしか選択の余地はなく、そのことを微笑みながら受け入れていくことを現代の高齢者は求められているのだろうか。そのことへの抵抗の可能性を「独居老人スタイル」は示唆している。ひとり暮らし高齢者のネガティブなイメージとはうらはらに、もっと自由に个性的に楽しく暮らす高齢者の生活もあるということを示している。

## 6 高齢者観を展望する視点

### 6.1 人間発達の主体として的高齢者観の視点

老いを生理的・医学的側面だけで見るとはならず、心理的・社会的側面からも見ることは、老年学として戦後に著しく研究が発展してきた。さらに、当初の老年学が心理的・社会的側面に目を向けてはいたが、その社会的側面も職業的役割や家族内の役割を失っていくことだけをとらえがちであったことに対し、年齢を重ねることに伴い、死に至るまでも継続して人間は発達していくととらえたエリクソンの老年期の考え方は、高齢者に対する社会的な見方に多大な影響を与えた。

エリクソンは、人の人生全体をライフサイクルと



とらえ、幼児期から老年期までを8段階に分けて、それぞれの段階に固有のネガティブな性向とポジティブな性向が存在し、人は各段階においてこの相反する性向をバランスを取りながら統合化を図り成長していくとしている。それは、人生の最後の段階である老年期も例外ではなく、(これまでの人生の)「統合」と「絶望」の性向を統合し、「英知」すなわち、「死そのものを目前にしての、人生そのものに対する超然とした関心」を得るとエリクソンは述べている。さらにエリクソンは、この老年期になって「英知は、身体的精神的機能の衰えにもかかわらず、経験の統合を保持し、それをどう伝えるのかを学ぶ」のだとしており、死を目前とした老年期にさえも人は新たな発達を遂げるとしている。<sup>24)</sup>

このような、人間発達の視点からの高齢者の研究は、社会的弱者で社会に対し依存的で受動的な存在でしかないという従来の高齢者観から、より自発的で主体的で積極的な高齢者観の形成の後押しをする考えとして重要である。人生の終末期さえも人間として発達し続け、自分の人生を社会や世界のあり方に関わらせ鳥瞰して見る英知を得る営みが、後に続く私たちの社会の多大な財産となることを私たちはより広く知らなければならぬだろう。そして、そのことが高齢者が自らの役割を意識し主体的に生きることに繋がっていくと言える。

## 6.2 エイジズムが影響する高齢者観の視点

人々が持つ高齢者観が生み出す様々な差別については、A・B・パルモアのエイジズム(高齢者差別)の研究がある。パルモアは、エイジズムを「ある年齢集団に対する否定的もしくは肯定的偏見または差別である」と規定している。さらに、「ある年齢集団に対する偏見とは、その集団に対する否定的な固定観念、もしくは固定観念に基づいた否定的な受け止め方を意味する」としている。そして、「ある年齢集団に対する差別とは、その年齢集団の構成員に対する不当に否定的な扱いを指す」としている。パルモアは、高齢者に対する差別自体は、否定的なものだけでなく肯定的なもの(例えば、高齢者は他者から尊敬されること、高齢者に対する年金などの社会保障サービスがあることなど)もあることを示しているが、否定的な偏見が生み出す「固定観念」やそこから生まれる「不当に」否定的な扱いが高齢者に多大な負の影響を与えることが問題であるとしている。<sup>25)</sup>

パルモアが示した具体的な高齢者への差別の内容のひとつは、労働である。パルモアは、定年退職制度について、労働者が一定の年齢になるとその能力や健康状態に関わらず労働市場から強制的に退出させられる制度であるとして、制度の持つ否定的エイジズムの側面を説明している。一方、このような制度により生じ

る所得喪失に対応する政策としてあるのが、高齢者への年金制度である。これは、65歳以上という一定の年齢カテゴリーによる国民を切り取る点では先の定年退職制度と同じ特徴を持っており、その労働の機会を奪う半面一定の所得補償もする制度である。しかし、所得の面では一定の正負の解消が図られているかもしれないが、65歳になると正規の労働者としての資格を失うかのごとく見られる影響はあり、一定の年齢カテゴリーが切り取られること自体が社会の人々から見られる偏見に影響を与えることになる。近年では、少子高齢社会の進展により高齢者の相対的割合が増加していることを受けて、高齢者も可能であれば労働することを推奨する傾向もみられるが、これも高齢者以前の世代と同様の労働者という見方よりも、非正規あるいは不規則の労働に従事することを前提とした言説が多い。例えば、高齢社会対策大綱の2001(平成13)年改正を見ると、分野別基本的施策の中の「高齢者の雇用・機会の確保」において、「多様な形態による雇用・就業機会の確保」と題する項目で、「高齢期においては、健康、体力面での個人差が拡大するとともに、就業ニーズが多様化することから、多様な形態による雇用・就業機会の確保を図る。特に、地域において、退職後に、臨時的・短期的な就業等を希望する高齢者に対し、就業機会を提供するため、シルバー人材センター事業について、実施地域の拡大等積極的な展開を図る」と示している。65歳に至るまでは、雇用の安定について注力する一方で、高齢期(65歳以上)の労働については、多様な雇用形態を予定した言説となっている。これは、概ね65歳以上になると年金が受給できることを前提に、非正規雇用を希望する高齢者が一定数存在することを前提としたような内容といえ、その根底の労働者としての差別意識があると言える。

このようなネガティブな高齢者観が高齢者虐待と関係しているとの指摘もある。山口光治は、高齢者放任の諸定義の整理をする中で、高齢者放任を行う者による整理を行い、放任を行う者が他者の場合でその放任を故意に、意識的に行う場合には、その背景として高齢者へのネガティブな見方が受け取れるとしている。<sup>26)</sup> また、ビッグスは、高齢者虐待を生じさせる社会的な背景として、高齢化を医学的な問題ととらえその医学的な問題を多く有しているとみなされている偏見が高齢者に対し抑圧的に接する傾向を促すこと、経済的・社会的な援助を受ける高齢者が社会保障などの財源に限りある社会的な資源を受ける資格があるのか若者と対抗させられる構図にあること、などがあるとしている。ビッグスは、この状況を変えるためには「強力で確固とした老人観の開発」しかないとしている。この強力で確固とした老人観を生み出すためには、①高齢者自身の人生経験や記憶が地域社会にとって重要であることの認識を広めること、②世代間の関係を変

えるために高齢化社会の責任は全ての世代で支えることである認識を広めること、③高齢者の身体的衰えが劣った大人と家族や介護職者など周りにいる人が理解しがちであることを変えること、が必要だとビッグスは指摘している。<sup>27)</sup>

パルモアが示した高齢者差別（エイジズム）は、日本において労働政策と社会保障政策での高齢者の扱いから読み取ることができる。日本では、65歳を境に高齢者としてのレッテルが張られ、そのことで社会保障給付を受けることができる代わりに、不利な労働環境による労働条件が急増し、一定の労働条件でしか働けないことになる。旧来の隠居制度にも似ているが、決定的な違いは隠居では高齢者の経験や知識が敬われるのに対し、現代では労働者としての労働市場から排除されていることである。一方、ビッグスは、健康面や社会保障に依存的に見える面などから他世代から排除される傾向を示し、その軽減策として高齢者のタテマエとホンネの二重構造のなかのタテマエ部分が今の私たちの生活に必要なだと言うことをひも解く必要性を述べている。

## 7 おわりに

これまで述べてきたように、日本の高齢者観は高度経済成長を機に労働主体としての価値を重視するようになり、それまでの敬老思想に基づいた知恵と経験が豊富な高齢者の見方から生産性に乏しく社会的弱者としての高齢者のとらえ方に変化した。さらに、この高齢者観は、表面的には敬老思想が強調される一方で、否定的な高齢者観が潜在化するタテマエとホンネの二重構造となっている。高齢社会対策基本法などの政策指針においては、依存的な高齢者増を防止するため、高齢者の積極的な社会参加や自立を求めてポジティブな面を強調しているが、前記のホンネが内在していることに変わりはない。このような社会環境の中で日本の高齢者は、諸外国に比べ自己肯定観が低く、社会の負担になっているとの意識がより強く表れている。

しかし、他方ではこのような社会の高齢者への見方に対し、戸惑いながらも、時には暴言を吐きながら対抗し、自らの意思表明をすることも見られるようになってきた。社会が持っている高齢者観と高齢者が実際に感じていることとの差異を埋めることの重要さは、国際連合が「高齢化に関する国際行動計画」で他世代との相互理解を進める必要性の中で述べている。相互理解を図る際に助力になることは、高齢者は人の発達過程の最終段階として成熟した発達を果たすことへの理解である。また、高齢者に向けられるエイジズムは、否定的なものだけでなく敬老思想を反映したような肯定的なエイジズムもある。ただ、いずれのエイジズムも高齢者を排除する傾向にあることには変わりはない。

なく、やはりその点から見ても偏見を軽減できるような他世代との相互理解の機会が必要である。

冷水豊は、個人レベルの老化と社会レベルの高齢化を総合的にとらえる科学として発達した老年学がより実践的に展開される中で、今後求められることは「敬老にしてもエイジズムにしても、一方に偏したステレオタイプ的な老いの価値観を押しつけるのではなく、多様な高齢者個々人が、長い間の生活と心情を積み重ね、かけがえのない個々の人生をもつ人間として、尊厳をもって他者と社会から受け入れられることが、老いに関する最も基本的な価値観である」<sup>28)</sup>としている。多様な高齢者の存在を受け止め、個々の高齢者が尊厳をもって主体的に生きることができると社会の高齢者観のあり様については、他世代とどのような相互理解を進めることができるのかについて更なる検討が求められる。今後は、多様な人たちがともに暮らす社会づくりを求める共生社会の創造や社会の中の様々な差別への対応から相互理解を進めることなどの研究をヒントに、これからの高齢者観に対する取り組みの方向性について検討することが残された課題である。

## <注釈>

注1) この老人福祉法の高齢者を労働生産性の価値から見る視座は、副田義也も「老人福祉法が説く敬老思想は、実績主義の原理、あるいは能力主義的人間観によるものである。」と指摘している。

注2) この調査は、5回とも日本のほかにアメリカ、韓国、ドイツ、スウェーデンの4カ国の60歳以上の男女を対象に各国1,000以上のサンプルに対し調査したもので、毎回70%以上の回収率だった。

## <文献>

- 1) 高齢者介護研究会：2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～、東京、厚生労働省、1-2,2003
- 2) 厚生労働省：平成24年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果、東京、厚生労働省、3-13,2013
- 3) 第五訂社会福祉用語辞典、東京、中央法規出版、148,2010
- 4) 現代福祉学レキシコン 第2版、株式会社雄山閣、334,2003
- 5) 現代社会学事典、東京、弘文堂、120-121,2012
- 6) 橘覚勝：老年学、東京、誠心書房、東京、3-24,1971
- 7) 伊藤光晴ほか編：老いのパラダイム、東京、岩波

- 書店,83-110,1986
- 8) 伊藤光晴ほか編：老いのパラダイム,東京,岩波書店,83-110,1986
- 9) 新社会学辞典,東京,有斐閣,448,1993
- 10) 厚生労働省：平成25年版労働経済の分析(労働経済白書).東京,81-81,2014
- 11) 消費者庁：第12次国民生活審議会総合政策部会国民生活展望委員会報告.東京,消費者庁,1989,消費者庁,(オンライン),入手先,<[http://www.caa.go.jp/seikatsu/shingikai2/kako/spc12/houkoku\\_a/spc12-houkoku\\_a-contents.html](http://www.caa.go.jp/seikatsu/shingikai2/kako/spc12/houkoku_a/spc12-houkoku_a-contents.html)>,(参照2014・8・21)
- 12) 前原なおみ,永浜明子：小学校の高齢者観の育成に関する現状報告.大阪教育大学紀要 第V部門,58-2,92,2010
- 13) 伊藤光晴ほか編：老いのパラダイム,東京,岩波書店,100,1986
- 14) 日本政府：高齢社会対策大綱2001年改訂版,東京,日本政府,2-14,2001
- 15) 日本政府：高齢社会対策大綱2012年改訂版,東京,日本政府,2-20,2012
- 16) 内閣府：高齢社会白書平成14年版,東京,内閣府,56-62,2002
- 17) 内閣府：高齢社会白書平成15年版,東京,内閣府,72-72,2003
- 18) 内閣府：高齢社会白書平成19年版,東京,内閣府,12-13,2007
- 19) 総務庁長官官房高齢社会対策室監修：高齢者の生活と意識－第4回国際比較調査結果報告書－,東京,総務庁,86-87,1997
- 20) 内閣府監修：高齢者の生活と意識－第5回国際比較調査結果報告書－,東京,内閣府,240-258,2002
- 21) 国際連合：高齢化に関する国際行動計画,アメリカ,国際連合,15-42,1982
- 22) 藤原智美：暴走老人!,東京,文春文庫,10-22,2009
- 23) 都築響一：独居老人スタイル,東京,筑摩書房,346-351,2013
- 24) Erik H.Erikson,Joan M.Erikson,Helen Q,Kivnick：Vital Involvement in old age；朝長正徳ほか訳,老年期,東京,みすず書房,230-250,1990
- 25) Erdman B.Palmore：Ageism:Negative and positive 2<sup>nd</sup> edition；鈴木研一訳,エイジズム－高齢者差別の実相と克服の展望－,東京,明石書房,19-42,2002
- 26) 山口光治：高齢者虐待とソーシャルワーク,岐阜,株式会社みらい,31-47,2009
- 27) Simon Biggs,Chris Phillipson,Paul Kingston：Elder abuse in perspective；鈴木真理子監訳,老人虐待論－ソーシャルワークからの多角的視点－,東京,簡井書房,223-236,2001
- 28) エンサイクロペディア社会福祉学,東京,中央法規出版,996-997,2007

# **The formation and current status of the view of the elderly in Japan**

Hiroshi TESHIMA

Department of Human Welfare, Faculty of Health and Welfare, Prefectural University of Hiroshima

## **Abstract**

The view of the elderly in Japan traditionally was a view that is based on the idea of respect for the elderly. This has changed in the period of high economic growth. Now there is an underlying view that the elderly are weak coupled with this attitude of respect, creating a double structure of these mixed views. Government aims for elderly people not to depend on the system and has encouraged the elderly to participate in society actively. However, it has not managed to change the duplex structure. In such circumstances, the elderly were not able to see themselves positively. However, some elderly have spoken out opposing this situation, making their will known in society. From now on, it is necessary understand the maturation of human development and the diversity of the elderly in order to create a society in which the elderly can live with dignity and independence.

**Key words** : view of the elderly, mutual understanding between the generations, human development, ageism